

水土里ネット綾川総合だより



ハウスピーマンの灌水状況

発刊に寄せて.....	2
任期満了に伴う役員改選のお知らせ.....	3
任期満了に伴う総代選挙結果のお知らせ.....	4
平成30年度一般会計収支決算の概要.....	6
令和元年度賦課基準について.....	7
土地改良区という団体について.....	8
総務課からのお知らせ.....	9
県営水路の更新計画.....	10
湛水防除による病虫害防除.....	11
水管理の徹底.....	12
管理課通信.....	13
要望活動について.....	14
表彰受賞・退職者・新入職員の紹介.....	15
事務所の案内図.....	16

綾川総合土地改良区
理事長 白尾 道弘



初秋の候、組合員の皆様には益々ご清栄のことと、お喜び申し上げます。平素より当改良区の運営はもとより、事業の推進等にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

近年、地球温暖化が原因と思われる異常気象により、今までに経験したことのない自然災害が発生しております。昨年の台風での倒木や土砂崩れは、現在も山間部では手のつけられない状態が残っております。これから本格的な台風シーズンを迎えますが、人の力が及ばない所でのご苦労も多かろうとお見舞いを申し上げます。新しい年号「令和」は災害のない平和な年となりますよう願っております。

さて、私共の二市二町に及び改良区内で生産される農作物は、育成の適期に必要な水が不足すると生産量や品質が大きく低下します。この絶対欠かせない水を安定的に供給することが当改良区の第一の目標であり責任でございます。水を上手に使った営農で大きな収益を上げて頂くために役職員力を合わせて頑張っております。

本年4月より土地改良法の改正が行われ、土地改良区の「準組合員資格の導入」や「総代会制度の緩和」「複式簿記の導入」など時代に応じた組織・運営に関する改正土地改良法が成立しました。今後共長期的視点に立った運営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。当改良区では今後も地域農業を支える「水」を農家の財産とし、先人たちが残した歴史ある水利施設を次世代へ継承し、すばらしい水田と畑と里の風景を残していかなければなりません。

私共の改良区が行う施設の維持管理については、組合員の皆様に納入して頂く賦課金と国・県・市町の補助金等で運営がなされております。組合員の皆様をはじめ関係行政各団体に対しては深くお礼を申し上げます。最後になりますが、当改良区の運営につきましては、役職員一体となり努力してまいりますので、組合員各位の一層のご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

任期満了に伴う役員改選のお知らせ

平成31年3月8日に開催されました第51回通常総代会において、下記の通り役員が選任されましたのでお知らせ致します。

綾川総合土地改良区では、地区の維持管理は、地区選出の理事を地区委員長として、地区委員長を中心に地区で維持管理をおこなうようになっております。

漏水事故の発見や給水栓の破損による漏水等については、下記の地区委員長へまずご連絡ください。連絡のつかない場合は、集落の代表者の方へご連絡ください。

佐土原地区・錦原地区におきましては、それぞれに県営施設管理の改良区がございますので、下記へご連絡ください。

佐土原町土地改良区合同事務所 0985-73-1519

綾町土地改良区 0985-77-0133

(理事) 任期：平成31年4月1日～令和5年3月31日

役 職 名	氏 名	地 区	役 職 名	氏 名	地 区
理 事 長	白 尾 道 弘	深 年	理 事	児 玉 廣 幸	岩郷原
副 理 事 長	宇 野 美 志 男	三財原	理 事	三 根 正 則	薩摩原
筆頭職務代理者	赤 池 克 幸	佐土原	理 事	大 西 猛 己	六野原
職務代理者	白 山 義 則	錦 原	理 事	杉 尾 重 徳	六野原
会計担当理事	杉 尾 林	長園原	理 事	金 子 雄 二	三財原
理 事	黒 木 透	西部※	理 事	太 田 武 重	佐土原
理 事	中 村 久 雄	川上原	理 事	松 井 道 生	錦 原

(監事) 任期：平成31年4月1日～令和5年3月31日

役 職 名	氏 名	地 区	役 職 名	氏 名	地 区
総 括 監 事	塩 谷 交 秋	三財原	監 事	木 下 勝 美	川上原
職務代理者	阿久根 清見	錦 原			

※西部地区とは、須志田・飯盛・森永・宮原



任期満了に伴う総代選挙結果のお知らせ

任期満了に伴う令和元年5月21日執行の総代選挙は、候補者が総代定数を上回らなかったため無投票でありました。よって各選挙区において国富町選挙管理委員会の立ち会いの元、選挙会が開催されました。

令和元年5月23日、国富町役場第1会議室において総代選挙当選証書付与式が開催され、各選挙区の当選者代表8名にご出席いただき、国富町選挙管理委員会委員長より当選証書が付与されました。



当選証書付与式の様子



総代は土地改良区の全域にわたる一般代表であると同時に地域的な利益代表としての二面的性格を有する大変重要な職務であります。また総代会は土地改良区的意思決定における最高機関であります。



総代会の様子



(総代)

任期：令和元年5月28日～令和5年5月27日

地区名	集落名	氏名	地区名	集落名	氏名
深 年 (7名)	市 瀬	藪内 淑晶	三 財 原 (10名)	小豆野3	赤木 幸則
	高 田 原	落合 親利		中 村	窪 田 透
	萩 原	今村 泰彦		外 原	緒方 盛夫
	法ヶ岳	吉田 道男		石野田上1	緒方 義和
	狩 野	米良 孝登志		並 木 1	楠 瀬 功
	永 田	高野 幸一郎		亀 塚 上	本部 基行
	寺 中	入 船 健二		前 原	岩崎 和男
西 部 (5名)	須志田西	肥田木 愛公		加 勢 上	野 上 光
	須志田東	木下 昭次		加 勢 下	横山 武士
	飯 盛	高橋 辰夫		荒 武	日高 香次
	森 永 東	高橋 定徳	長 園 原 (3名)	長園原1	横山 正和
	宮原西2	川上 芳明		下 浦 下	古市 喜久夫
川 上 原 (3名)	馬 渡	日高 敏夫		岩 爪	杉尾 康幸
	井 水	木下 巻男	佐 土 原 (11名)	明 神 山	廣常 高一
	川 上	岡元 善二		浜 松	三浦 浩幸
岩 郷 原 (2名)	小 野	肥田木 良		東 下 山	山地 修司
	牧 野	外山 義孝		西 下 山	鈴木 孝明
薩 摩 原 (4名)	粕 木	馬登 正信		南片瀬原	宇佐見 秀夫
	中 別 府	松村 貴文		片 瀬 原	矢野 政治
	永 山	篠原 武憲		平等寺水利	戸 敷 栄一
	上 床	緒方 尚道		江原土改	菅 浩 和
六 野 原 (8名)	今 平	諏訪 昌道		津倉水利	河崎 康幸
	伊 左 生	横山 逸男		新木土改	佐藤 利巳
	門 前	片木山 栄蔵		南田土改	郡 司 武光
	一 丁 田	福島 友三	錦 原 (6名)	四 枝	上野 幸敏
	麓	宮永 吉富		中 堂	柳田 敏明
	上六野2	宮 永 保		揚 町	西郷 親文
	上 沖	児玉 久好		北 麓	西 修
	中 山	青山 房義		杣 道	爰野 和彦
八木佐野	八木佐野	関谷 寅夫		割 付	鶴井 清美

平成30年度一般会計収支決算の概要

所要経費の節減に努めた結果、15,605,359円を翌年度へ繰り越すことができました。繰越分については、10月が賦課金徴収時期のため上半期(4月～9月)の運営費及び今後の事故に備えての積立金に充てられます。

単位：円

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1.組合費	81,540,800	1.事務費	39,369,003
2.補助金	22,700,000	2.国営管理費	25,604,622
3.雑収入	8,829,177	3.財産費	6,241,000
4.繰越金	27,981,385	4.借入金償還金	18,398,398
		5.負担金	2,025,632
		6.管理体制強化支援費	9,550,000
		7.繰出金	24,257,348
合 計	141,051,362	合 計	125,446,003

(収入)141,051,362円 - (支出)125,446,003円 = (翌年度繰越)15,605,359円



令和元年度賦課基準について

令和元年度の賦課基準額は下表のとおりです。

経常賦課金			単位：1,000㎡当り/円		
地区名	種 目	経常賦課金	地区名	種 目	経常賦課金
深 年	普 通 畑	3,366	八木佐野	普 通 畑	2,766
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	3,008
	防 霜 茶	3,668		防 霜 茶	-
	水 田	3,850		水 田	3,250
西 部※	普 通 畑	3,766	三 財 原	普 通 畑	3,281
	施設ハウス	4,008		施設ハウス	3,523
	防 霜 茶	4,068		防 霜 茶	3,583
	水 田	4,250		水 田	-
川 上 原	普 通 畑	3,366	長 園 原	普 通 畑	3,500
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	3,742
	防 霜 茶	3,668		防 霜 茶	3,802
	水 田	3,850		水 田	-
岩 郷 原	普 通 畑	2,666	佐 土 原	普 通 畑	2,165
	施設ハウス	2,908		施設ハウス	2,407
	防 霜 茶	2,968		防 霜 茶	-
	水 田	-		水 田	2,649
薩 摩 原	普 通 畑	3,366	錦 原	普 通 畑	1,891
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	2,133
	防 霜 茶	3,668		防 霜 茶	-
	水 田	3,850		水 田	-
六 野 原	普 通 畑	2,966	※西部地区とは、 須志田・飯盛・森永・宮原		
	施設ハウス	3,208			
	防 霜 茶	3,268			
	水 田	3,450			

特別賦課金		単位：1,000㎡当り/円	
事 業 名	地区名	特別賦課金	完了年度
国営綾川二期土地改良事業	綾 川	980	R. 8
基幹水利施設ストックマネジメント事業	西 部	1,170	R.15

土地改良区という団体について

土地改良区とは

土地改良法第3条に規定された土地改良事業に参加する資格を有する土地の利用者や小作人・養畜を行う者など使用収益者等15人以上の者が、その地域において同様の資格を有する耕作者などの有資格者の3分の2以上の同意をえて、(設立に同意されない方が3分の1以下であれば強制加入)都道府県に申請を行い、その認可を受けることによって設立される団体です。(土地改良法第5条～第10条)

土地改良事業とは

土地改良事業においては、農地の形が不揃いなものを整地して、使いやすい農地にし、その農地に農業用水を安定的に供給するため、ダム・パイプライン・水路を造成し、その施設に異常が起きないための維持管理を行うものであります。

土地改良区の賦課徴収について

土地改良法第36条には、「土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。」と規定されておりまして、土地改良区へ賦課徴収の権限が与えられております。

綾川総合土地改良区では

宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字北浦、一級河川・大淀川水系本庄川第2次支流綾北川に建設された古賀根橋ダム(こがねばしダム)より宮崎市佐土原町の海岸までパイプラインを造成し、約2,000haの農地に農業用水を供給しております。これだけの大きい施設ですので維持管理にも費用がかかりますので、土地改良法第36条に基づきまして、**維持管理費として賦課徴収をさせていただいております。農業用水の利用料という意味合いではございませんので、組合員間の平等性をお考えいただきまして、賦課金納入にご理解いただければと思います。**

総務課からのお知らせ

農地の売買や相続等により名義が変更になった場合は届出を

土地改良区受益地内の農地を売買や相続・贈与等した場合は、土地改良区へ届け出るよう、土地改良法で義務付けられております。**法務局・市町で手続きを行っただけでは、土地改良区の台帳は変更になりません。**

この届出がなされない場合には、**従前の所有者に賦課金の納付をお願いすることになり、トラブルの原因になりますので、必ず土地改良区へ届け出てください。**届出用紙は土地改良区にございますので、申し出てください。

農地転用と決済金の手続きについて

農地を農地以外(宅地・山林等)に転用する場合、または国・県・市町の公共事業(道路・水路等)に買収された場合には、必ず土地改良区に地区除外申請の手続きと農地転用決済金の納入が必要です。この手続きを怠ると、**賦課金の請求がいつまでも続くことになります。**ご注意ください。

施設ハウス・茶の新設および撤去については改良区へ届出を

賦課基準のとおり、綾川総合土地改良区では、普通畑・施設ハウス・防霜茶・水田と賦課単価に差をつけております。**施設ハウス・茶を新設もしくは撤去された場合は速やかに改良区までご連絡ください。**

賦課金納入は、口座振替で！

現在、組合員の約80%の方々が、JA各支店の口座振替を利用して賦課金を納入頂いております。口座振替は、便利で安全確実ですので、是非ご利用下さいますよう、お勧めします。詳しくは綾川総合土地改良区までお尋ね下さい。

(指定金融機関)

宮崎中央農業協同組合 各支店 綾町農業協同組合
西都農業協同組合 三財・都於郡支所



県営水路の更新計画

綾川地区は、国営綾川二期事業(H13～22)により、導水路及び幹線水路等を整備しました。

県営・団体営事業(S41～S58)で造成した支線水路や末端配管及び給水栓等の末端施設につきましては、耐用年数40年を超過し、老朽化による漏水故障が多く発生しています。

施設の故障のため、断水や補修費による維持管理費が増大していることから、

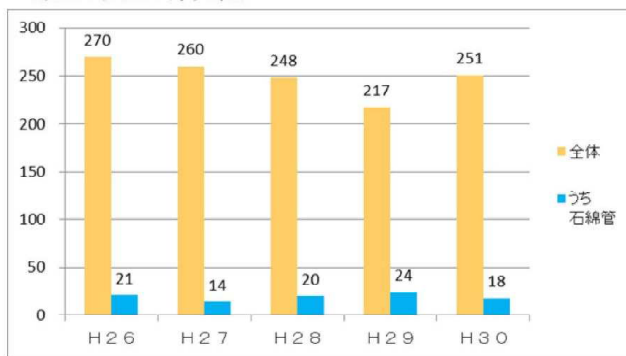
今後、安定したかんがい用水を供給するには、水路の更新整備が必要になります。



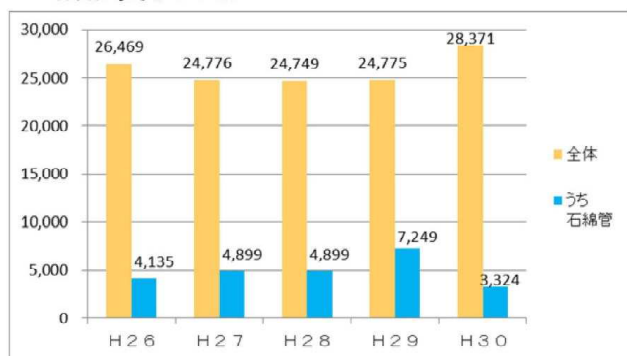
漏水による被害状況

過去5ヶ年平均で漏水が年間249件発生し、補修工事費が25,828千円

漏水状況(件数)



補修費(千円)



3 更新事業

県営施設の更新整備を計画します。(水路及び弁類)

綾川地区の県営・団体営のパイプライン施設の総延長は260kmあります。

その中でも石綿管は老朽化による漏水事故がますます増えることが心配されます。

このため、早急な施設の更新整備が必要であり、理事会において事業化に向けた協議を行っています。



石綿管の漏水状況



管水路の更新整備

湛水防除による病害虫防除

綾川地区は、用水をもっと有効に利用してもらうため、病害虫防除等に効果のある「湛水防除」を推進します。湛水による病害虫効果は、薬剤に比べ、「安全・安価」な防除方法です。

環境保全型農業に取り組みましょう。

湛水実施者の声・・・

○湛水防除はどのような効果がありますか？

- ・収穫した野菜の「表皮がきれい・腐れない・形状が良い」
- ・ほ場の雑草が少なくなる。

○湛水防除の意見・要望

- ・今後も空きほ場が出れば湛水する。
- ・本人が効果があることに気付き、実施することが大切。

湛水防除が出来る農地は・・・

- ・水田・畑どちらでもで湛水できます。
- ・傾斜がなく均平である農地。または均すことができる農地。
- ・畦畔のある農地。または畦畔を作れば水を溜められる農地。
- ・施設ハウス（ほ場が均平であること）

湛水防除は、農地の空き期間に30日～40日程度水を溜め、なおかつ毎年継続すると効果大です!!



均平農地の湛水



施設ハウスの湛水

土地改良区からのお願い・・・

11月下旬～2月28日までの期間は、1日あたりの用水量が少ないため湛水防除はできません。湛水防除を実施した組合員は、下記の土地改良区まで連絡をお願いします。

- ・国富 宮原 西都地区は綾川総合土地改良区まで TEL0985-75-2424
- ・錦原地区は綾町土地改良区まで TEL0985-77-0133
- ・佐土原地区は佐土原町土地改良区まで TEL0985-73-1519

水管理の徹底

適正な水使用について

綾川かんがい用水は、**水利権によって1日に使用できる取水量が定められています**。特に水田の稲作や、冬期での野菜洗浄等で使用する用水は「適正な水管理」を徹底しましょう。

水管理の徹底について（4カ条）

- ① 水田のかけ流しによるかん水の禁止（給水栓の操作）
- ② 野菜洗浄・育苗用水使用後は必ず止水する（日中）
- ③ 凍結防止のホースかけ流しの禁止（夜間）
- ④ かんがい用水の目的外使用の禁止（農業外使用）



(2) 野菜洗浄・育苗用水の申請届出について

令和元年度より
4年に一度の申請になりました！

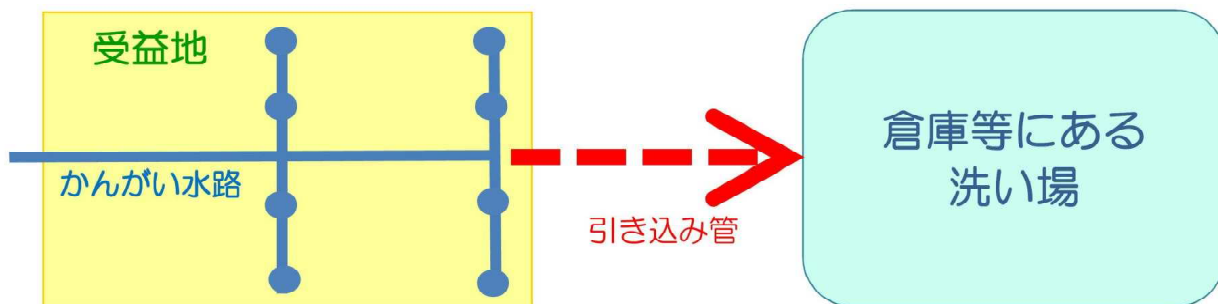
組合員が受益地以外の場所で野菜洗浄・育苗用水を使用するときには、「野菜洗浄・育苗用水使用申請」を土地改良区に提出しなければ使用できません。

申請につきましては、4年に一度、地元理事・総代・集落代表者が対象者に配付しますので、必要事項を記入し、用紙を各役員まで届けて下さい。

また、使用を中止される場合には、土地改良区で「野菜洗浄・育苗用水使用取り止め届」の手続きをお願いします。

なお、新規使用を希望される場合には、土地改良区事務所までご相談下さい。

受益地以外での水使用とは？



※ 引き込み管は利用者の所有物です。配管や蛇口を破損した場合、利用者の責任で修繕して下さい。

管理課通信

給水栓や排水路など土地改良施設を利用するために必要とされる日常的な維持管理は、原則として地元の皆様をお願いしております。
但し、水漏れなど修理を必要とする場合には、地区役員もしくは土地改良区へ連絡して下さい。

給水栓は大丈夫ですか？

現地確認で、よく目にするのが柵の中いっぱいに土砂が埋まって使えない給水栓です。

また、よく相談されることが、『給水栓がどこにあるか探してほしい』です。バールで地面を突きながら探し、ときには、20cm以上土砂が被っていることもあります。

組合員の皆様が日常的に行える施設の維持管理『給水栓を点検しましょう。』



排水路を清掃しましょう



排水路の土砂上げは、『少ないからまだ大丈夫』と思っていると、いつの間にか手に負えない程、大量の土砂が詰まってしまいます。

毎日の営農で土砂上げする時間なんて限られると思いますが、『少ないから今のうちに土砂上げしよう』を実践してみませんか



「みやざき畑かん」ホームページの紹介

宮崎県では、畑かんを活用して天候に左右されない計画的な営農を実践してもらうために、畑かんに関する情報をPRする「みやざき畑かん」ホームページを開設しています。

営農の散水器具の活用事例や、地域の「畑かんマイスター」を紹介されています。

<https://www.miyazaki-hatakan.com/>

または、みやざき畑かん で検索して下さい。



要望活動について

九州土地改良区連絡協議会が要望活動を実施

九州土地改良区連絡協議会(坂田孝志会長：八代平野北部土地改良区理事長)は、下記の日程で、九州における農業農村整備事業及び関連事業予算の拡充・確保を目的とする要望活動を行いました。当改良区の白尾理事長も九州土地改良区連絡協議会理事として出席されました。

- ・ 令和元年 5月30日 九州農政局(堀畑九州農政局長及び幹部職員)
- ・ 令和元年 6月26日 農林水産省・財務省(政務官及び幹部職員)
- ・ 令和元年 6月27日 自由民主党本部(二階全国土地改良事業団体連合会会長)



堀畑九州農政局長への要望活動の様子



高野農林水産大臣政務官への要望活動の様子



宮島財務大臣政務官への要望活動の様子



二階全土連会長への要望活動の様子

九州土地改良区連絡協議会功労者表彰受賞

平成30年10月11日、福岡県にて開催された、平成30年度九州土地改良区連絡協議会役職員研修会において、日高強前理事長が土地改良事業推進の功績により、九州土地改良区連絡協議会功労者表彰を受賞されました。当日は日高前理事長が所用により出席ができませんでしたので、白尾理事長が代理で受け取られました。



退職者・新入職員の紹介

退職者の紹介



ごとう あつし
後藤 温志(平成25年4月採用/5年勤務)
職名/主事 所属/総務課 庶務係

平成30年3月末をもって退職しました。組合員の皆様には在職中は大変お世話になり、ありがとうございました。

新入職員の紹介



さかぐち かずき
坂口 和樹(平成30年4月採用)
職名/主事 所属/管理課 管理係

平成30年4月より採用になりました。よろしくお願いします。

事務所の案内図



綾川総合土地改良区

〒880-1101

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4053番地1

TEL/0985-75-2424

FAX/0985-75-3939

E-mail/ayagawa.t@lime.ocn.ne.jp

